



第 59 号

公益社団法人岐阜県浄化槽連合会 会誌

発行日 2020年3月11日
発行所 岐阜市六条大溝 4-13-6
発行者 公益社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川福和
電話番号 058-274-0617
FAX番号 058-275-7045

目 次

年頭所感	2
会長 玉川 福和	
岐阜県知事 古田 肇	
大会「憲法」開催	4
第8回 定時総会 開催	14
来賓挨拶	16
令和元年度 表彰	21

【お知らせ】

令和元年度 第18回浄化槽実務者研修会新型コロナウイルスのため中止しました。
延期開催については改めてご案内します。

清掃前点検

浄化槽法改正の目的は、良好な放流水質の確保にあります。

- 1 特定既存単独浄化槽に対する措置
- 2 公共浄化槽
- 3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除
- 4 浄化槽台帳の整備
- 5 協議会の設置
- 6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保
- 7 環境大臣の責務

清掃前点検とは、浄化槽法施行規則第11条（浄化槽清掃業の許可の技術上の基準）には、スカム及び汚泥厚測定器具、透視度計などの器具機材を有することとあります。経時的に管理する必要性から、清掃に先立って行う点検が義務付けられていますが、現在清掃記録票には、その項目は義務付けられていません。

岐阜県では、3業種がタブレットで連携することにより、6万基、92%の浄化槽が透視度30度以上となりました。

今後、透視度10度未満、0.3%を改善する段階です。



年頭所感

全国環境整備事業協同組合連合会
公益社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川 福和

2020年の年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

令和元年となった、昨年6月には浄化槽法が改正されました。この改正の目的は、適切な管理の実施による良好な放流水質の確保にあります。そのために、業界は何をするべきかを考えなくてはなりません。

全国環整連では、清掃、点検、法定検査の3業種の連携に取り組んでいます。各県の取り組みの中から岐阜県の事例を紹介します。

岐阜県では検査対象の合併浄化槽が約6万6000基あります。これを透視度に応じてA B C Dの4つのグループに分けます。Aは透視度30度以上、Bは透視度20～29度、Cは透視度10～19度、Dは透視度10度未満となります。

特に問題となるのは、透視度10度未満となるDグループに属する合併浄化槽ですが、基数は200基程度、全体からすれば0.3%を更によくよく調べてみると、この200基のうち半数程度は透視度が改善され、A B Cグループに変化することが分かってきました。

Dグループの合併浄化槽の透視度を良くするには、同一ソフト・タブレットによる3業種の連携が必要不可欠となります。そして、その中でも特に大事なことは、清掃業務内において行う、清掃前点検の実施です。この清掃前点検は、厚生省時代からの解説に、「この点検は、保守点検業者の行う点検ではなく清掃業者が清掃に先立って行う点検をいうものであるが、これらの記録の作成は、し尿浄化槽を一時的、単発的にみて清掃行為を行うのではなく、経時的に管理する必要性から義務付けられているものである」とあり、清掃前点検を実施することによって3業種が経時的に水質管理を共有し、透視度が悪化する原因を突き止めることができました。

原因が明らかとなることで、ばっ気や逆洗、汚泥移送などの維持管理状況を共有し改善のための指示が明確となります。水質管理の更なる分析を行うことで、Dグループの基数0を目標とすることが可能となりました。

全国環整連は、今年、この清掃前点検を完全実施することで法改正の目的である良好な放流水質の確保の実現を新年のご挨拶といたします。



年頭所感

岐阜県知事
古田 肇

あけましておめでとうございます。

公益社団法人岐阜県浄化槽連合会及び会員の皆様には、日頃から、浄化槽の適正な施工・維持管理を通じまして、生活環境の保全や公衆衛生の向上に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、自然災害やC S F（豚コレラ）への対応が喫緊の課題でありました。一方で、2020年を「観光ビッグイヤー」と位置づけ、本県の魅力を国内外に発信する準備を進めた一年でもありました。

本年は、引き続き「危機管理対策」と「魅力発信」に重点を置くほか、地方創生への対応を加速させるため、「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」に基づき、「清流の国ぎふ」づくりを一層深化してまいります。

「人づくり」では、人材育成拠点の活用やA Iの活用に向けた研修などによる担い手の育成・確保、多様な主体の社会参加に向けた取組みを進めてまいります。

「地域づくり」では、防災・減災対策やC S F対策の強化、ネットワーク・インフラの整備促進、医療・福祉の連携・充実に取り組んでまいります。

「魅力と活力づくり」では、「岐阜関ヶ原古戦場記念館」を開館する関ヶ原古戦場と大河ドラマで注目を集める明智光秀ゆかりの地などによる「戦国武将観光エリア」の構築や、杉原千畝生誕120年・命のビザ発給八十年を契機とした「人道観光」の促進など、特色のある広域周遊観光を実現してまいります。加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック、エンジン01in 岐阜、ねんりんピック岐阜2020などの機会に、国内外からの誘客と魅力発信に全力で取り組んでまいります。

さて、浄化槽の良好な処理性能を発揮するために必要となる「保守点検」、「清掃」、「法定検査」の三つの維持管理においては、皆様の多大なご尽力により、ここ岐阜県から先進的な取組みが数多く発信されているところであり、清掃、保守点検、法定検査を担う三業種が連携し、一体となって良好な水質を確保していただいております。また、11条検査の受検率は、らくらく一括契約等の取組みにより、現在、96.5%と全国一位の受検率であり、平均の41.8%を大きく上回っております。

「清流の国ぎふづくり」を推進する県としましても、浄化槽の適正な維持管理や法定検査受検率のさらなる向上に向け取り組んでまいりますので、皆様方におかれましても、引き続きご協力をお願いいたします。

今年一年の公益社団法人岐阜県浄化槽連合会会員の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

大会「憲法」開催

2019年11月11日 大会「憲法」（主催 全国環境整備事業協同組合連合会 共催（公社）岐阜県浄化槽連合会）が岐阜グランドホテルで開催された。議員123名、行政288名、一般357名、業界275名、合計1043名が参加した。

冒頭で主催者の主張、続けて憲法学者 木村草太先生が「憲法の未来」と題して講演を行った。その後パネルディスカッションでは、川内博史衆議院議員、都竹淳也飛騨市長、憲法学者 木村草太先生、玉川福和が、4つの視点から憲法論議をした。



主権者の主張

全国環境整備事業協同組合連合会
公益社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川 福和

憲法について、私たちは十分な知識がないまま憲法改正を行っていいのか。新聞テレビによると、3分の2の議員定数を確保すれば、発議ができる。そして、国民投票をする。しかし憲法の中身は依然として分かりません。今日の資料の中に憲法の全文を入れておきました。103条ある。こんなに少ないのか。六法全書のように分厚いものであると思っておりました。私も憲法と題して大会をやろうと決めてから、この憲法を見ました。初めて見ました。国民の中には、多くの人が憲法を見たことがない。こういうことが多く聞かれます。ホテルの引き出しには聖書があるが、憲法を置いてあるところは、お目にかかったことがない。私たちに一番なじみのないものと言っていい。しかし、我々の現在の生活を守っているのは、憲法である。こう思ってもいいような気がする。

国会では、桜を見る会のことを題材にして議論しておりました。安倍総理は国会で追及を受けるが、国会は裁く場ではありません。裁くのは、民衆が裁く、選挙で。しかしその選挙をしたら、また復活する。これを繰り返しておるわけです。したがって、この調子で憲法改正に踏み込まれると、ちょっと嫌な予感がすると、こう思って今日のテーマを憲法といたしました。今日の憲法論議では、憲法学者である木村先生をお招きして、皆さんと共に、奥深めたい、深める必要があるという思いでタイトルを憲法としました。

講演 「憲法の未来」

憲法学者 木村草太 氏

憲法とはどのようなもので、また日本国憲法がどのように使われているのかということをお話しさせていただきたいと思います。まず、私たちが憲法というものを考える上で、憲法とはどういうものであるのかということを確認してみたいと思います。立憲主義に基づいてつくられた憲法には、幾つかの内容があります。特に過去に国家権力が行ってきた戦争、人権侵害、そして独裁、こういった失敗を繰り返さないようにする。

- そのためには
- ① 軍隊や戦争のコントロールをするルール
 - ② 人権を保障するルール
 - ③ 権力を分立し独裁を許さないルール

こういったものを憲法に盛り込み、そして国家がこれを守るようにする必要があります。

今、憲法についての議論ということになりますと、特に多く議論がされるのが自衛隊に関する憲法改正であります。もともと日本政府、自民党は、自衛隊は憲法には違反しないという説明をずっと繰り返してまいりました。自衛隊を軍隊に改組する、そうした憲法改正が必要であるということを伝統的におっしゃっておりました。2012年の自民党草案においても、国防軍の創設ということが提案をされていたわけでありまして、しかし、2017年憲法記念日に安倍総裁は、それまでの軍の創設とは違う自衛隊を憲法に明記するという提案をされました。この提案が果たしてどのような意味を持つのかということをもっと考えてみたいと思います。安倍さんの説明によりますと、自衛隊には強い違憲の疑いがかかっているということで、このような状態を改善するために自衛隊を憲法に明記して、その合憲性をはっきりさせようという提案をされているわけでありまして、ただ、この提案については、私個人としては疑問に思っております。自衛隊はずっと合憲だというのが政府、そして自民党の立場であったわけでありまして、歴代の総理大臣は、自衛隊に憲法を改正しないと説得し切れないほどの違憲の疑いはないというふうにしてきた。だからこそ自衛隊を運用してきたわけでありまして。

さて、これが政府の憲法9条解釈の根幹というふうに言っているかと思いますが、それでは自衛隊を憲法に明記するというのは、今どういう意味を持つのかということをもっと考えてみたいと思います。今、自衛隊明記改憲を発議すると、何が起きるかということですが、安保法制の内容を書いて国民投票にかけるということになりまして、これを発議すると、争点は自衛隊の明記というよりも集団的自衛権の行使容認を認めるかどうかというのが国民投票の争点になります。

今後、我々は、もしこれが発議されれば憲法の未来として選択をしなくてはならないわけですが、そのときの争点は、実は自衛隊そのものというよりも、今のタイミングでやると、これは集団的自衛権の容認の是非というものが争点になるということをもっと理解して議論を追いかけていく必要があるのではないかとこのように思います。憲法の未来を考えるに当たっては、もし発議をされたら、その発議の内容というものを適切に評価する、これが重要であるというのがまとめとさせていただきます。

パネルディスカッション

国政、首長、学者、国民 4つの視点で憲法を見た

パネリスト	衆議院議員	川内	博史	氏
	飛騨市長	都竹	淳也	氏
	憲法学者	木村	草太	氏
	主催者	玉川	福和	

日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

自衛隊について

【木村先生】 現行憲法上、個別的自衛権までの従来型の専守防衛の自衛隊はどうかというと、この点については私は合憲説、従来の政府の立場を支持してまいりました。また、現行憲法で自衛隊が書かれていないということ自体がいささか間違った説明でありまして、自衛隊というのは防衛行政の担い手として、行政機関として現行憲法上も位置づけられております。



自民党の改正案というのは結局のところ集団的自衛権の行使容認を前提に書かれておりますので、この案における許される範囲というのは、専守防衛の範囲を超えた集団的自衛権込みの表現としてこうなっているというわけであります。

私はこの規定は集団的自衛権を正当化するための規定であって、従来型の自衛隊を正当化するために必要な規定ではないのだということを強調しておきたいと思います。



【川内議員】 集団的自衛権というのは、海外に出かけて行って戦争をするということになりますので、それはしてはならないことでしょう。

自衛隊を外に出かけていかせて戦争をさせるというようなことをする改正はしてはなりませんというのが、日本国憲法の前文に書かれていることではないかというふうに私は考えております。

【玉川会長】 余り知識のないままに私が判断したのは、それなら別に書いてないなら書けばいいじゃないかと、こう漠然と思いました。

ただ、書くことにおいて木村先生のお話を聞くと、なるほどなど。短絡的に憲法にないなら書き込めなんていうことを思うべきじゃないと。自衛隊は行政内部に既に書き込みがあって、きちんと成立したものだということは今、得心いたしました。

【都竹市長】立憲主義、先ほどの木村先生のお話もありましたけど、憲法というのは権力者を縛るものだからです。当然憲法全体が基本的にそうなんです。公務員自体も、採用していつも辞令を渡すときに宣誓があつて、国民に主権があるということを認めている日本国憲法を尊重するんだと、かたく擁護するんだということを誓って仕事に入るわけでありますから、職員も憲法の擁護というのはしっかり義務として果たしながらやっているということですから、本当はもっとみんなが勉強しなきゃいけないんだなということを思うわけです。

【川内議員】私も皆さんも主権者だから、日本国憲法について私も解釈する権利を持っているし、皆さんも解釈する権利を持っているというふうに思います。私の解釈は、憲法9条は外に出かけていって日本は二度と戦争することはないんだと、してはダメと書いてあるのが憲法9条だというふうに思っています。

【玉川会長】私の感じる集団的自衛権というのは、1990年湾岸戦争が始まりました。テレビゲームのような戦争が起きて、そして一瞬のうちに焼け野原になった。戦争って一体何だというと、この行為が一体どんなことなのかというと、銃で人を撃つ。殺したり殺されたりする。この行為がどうも現実との乖離がある。日本は74年間そうした戦争に巻き込まれたことがない。でも、終戦直後にこのことが出たならば、日本国民のほとんどの人が反対したと思う。

緊急事態対応

【木村先生】私はずっと緊急事態対応が選挙の争点になったり、憲法の問題として扱われるというのは、私はとても良いことだとは思っております。災害対応のときにまず一番に対応しなきゃいけないのは、国とか都道府県ではなくて市町村ということになります。そうすると、私はむしろ緊急事態対応は、内閣に権限を集中させようという規定を設けるよりも、例えば自治体に国が災害援助のための予算を常に組まなきゃいけないという規定を設けたり、自治体の対応能力を上げていく、そうした規定のほうが恐らく私は緊急事態対応のためには良い改憲になるのではないかというふうに思ったりするわけです。ぜひこのあたりは、今日は国会議員の方も現役の市長さんもいらしているので聞いてみたいと思います。

【都竹市長】この緊急事態の制限の改正案はちょっとひどいじゃないかと正直言って思いました。他の議論の積み上げられてきた改正の議論とは全く違って出てきているからなんです。私自身、市長として、実際この災害対応というのは市政の中の非常に重要な部分です。去年は7月豪雨のときに飛騨市も被災をしまして、JRの流失や大きな土砂崩れも随分経験をしました。災害が起こったときって、現場は必死なわけです。法律に何が書いてあるかよりも、いかに目の前の市民を救うかに必死になります。

そのときに国が何か指示するということを待っているなんてことはないわけです。頭を働かせるのが地方行政でありまして、極めて違和感があります。先ほど木村先生がおっしゃったように地方自治体の権限をそのときに広げるという形の議論がされるならまだいいんですが、国の、しかも内閣の権限を拡大するというのが、しかも憲法に書き込まれるというのは、非常に大きな違和感があるというのが現場の首長としての正直な思いです。



【川内議員】今でも法律上、災害対策基本法で非常災害対策本部、緊急事態災害対策本部を設置するとか、あるいは原子力災害の場合には災害対策基本法の特別法である原子力災害対策特別措置法によって本部が国に設置をされて、さまざまな総合調整を行います。だから、自治体の皆さん一緒に頑張りましょうということが既に法律上規定されているにもかかわらず、それをさらに乗り越えて憲法に書き込んで一体何をしたいんですか。

憲法改正

【木村先生】 現行憲法を維持するのであっても、あるいはもっと対外介入を拡大するという立場をとるのであっても、国際問題に対して深い関心を持たなくてはいけない、意識しなくてはいけない憲法と思っていくべきではないかなと思っています。

【玉川会長】 ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争、ここに参加せずに過ごせたのはこの憲法があるからだ、こう強く思う。現行の憲法の最大のメリットは戦争しなかったことだと、こう思う。決して萎縮した恥ずかしい憲法ではない。人間の尊厳をどこまでも追求し続けて、それを世界に広めようということを高らかに謳ったものであります。

国民投票

【川内議員】 現状の国民投票法というのは、公職選挙法などとは違って、幾らでもお金を使って宣伝していいですよということになっているので、そこについての規制をある一定はめておく必要があるのではないかというふうに思います。

【都竹市長】 一人ひとりの人間が責任を持ってどうあるべきかを考えなくちゃいけないというのが憲法の問題であると思います。当然公務員自身も自分の考えを表明するということは許されるべきであるし、同時に公務員もしっかりとした勉強をしていくということが求められると思います。私も大いに引き続き勉強したいと思っています。

【木村先生】 市長からの大変ハードルの高いご提案だったかと思いますが、確かに現行憲法を勉強しないと改正の議論はできないということかと思っています。

国民投票の選択肢を安倍さんの提案で発議をすると、我々は今と変わらないと現状維持の2択を迫られることになるわけで、それは選びようがないわけです。

国民投票をやるときには、やはりきちんとそれが選ばれたときに何が起きるかということを責任を持って説明するグループが必要だし、また離脱の選択肢はできるだけ明確に国民に示される、そういう仕組みが必要だろうと思います。

玉川会長まとめ

現行憲法は勉強するしかない。今、都竹市長がおっしゃったように憲法を勉強せずして国民投票に参加できるのか。この憲法を読んだのが今日が初めてという人は、この会場の中にも多数お見えだと思う。しかし、一方では国民投票と言って、テレビでもそれでねじを巻く。そして、行き着いたところが先ほど言ったようにEUの離脱のようなことになる。離脱を決めたのはいいが、どうなるかわからない。つまり起きたことに対してきちんとした評価を加えることが、今私たちにはできる。先例から何を学ぶか。これは重要なことだと思う。



そして、投票という言葉を聞くと多数決を連想する。しかし、国民投票で一票でも多いところが右か左を決すると、こういう国民投票の在り様は私は間違いだと思う。つまり政府が提案したり、選択させるときに、これが絶対間違いなんだからこっちに変えます、よろしいかと。そういうことなら結構です、国民投票をやってくださいと、こうならないと、そのとき何かにつまずいたおかげで国民投票に出席しなかったら、その一票で右左変わったなどというようなイレギュラーな将来、その国の未来を決めると、こんなようなことが起きてはいけません。したがって、国民投票の在り様もこれからみんなで勉強する必要があります。国民投票は多数決で決して、そしてその多数決が51%と49%の差で決したと、こんなことは機を熟してないからそのようなことになる。

戦争するかしないかといったらどっちかになるんだろうけれども、そのとき国民の世論として大多数が戦争を回避するんだという結論を持って国民投票に臨まないと、戦争を選択しましたと、こんなばかげた状況は将来あってはいけないと私は思う。今日は皆さんとここまで議論したので、いろいろなことを思われたと思います。今後もこの憲法論議については、また次の機会です必ず皆さんに提示したいと思います。千人で大会を行って、皆さんとともに良い日本の将来を築いていきたいと思って、私のまとめといたします。

第8回 定時総会 開催

公益社団法人岐阜県浄化槽連合会の第8回定時総会が、令和元年6月7日(金)午後2時から、岐阜県環境会館本館4Fの大会議室で開催された。

玉川福和会長の挨拶に続いて、令和元年度浄化槽関係業務功労者に対する表彰式が行われ、岐阜県知事表彰者4名に神門純一岐阜県副知事から表彰状及び記念品が授与された。続いて、玉川会長から会長表彰者13名、永年勤続表彰者19名に表彰状及び記念品が授与された。

来賓挨拶ののち、議事が行われ、平成30年度事業報告、収支決算、役員を選任が全会一致で承認された。

来賓挨拶	岐阜県副知事	神門 純一
	岐阜県市長会代表 岐阜市長	柴橋 正直
	岐阜県町村会長 池田町長	岡崎 和夫

来賓紹介	岐阜県環境生活部長	服部 敬
	岐阜県廃棄物対策課長	篠田 範夫
	同 技術課長補佐	伊藤 明



会長挨拶

公益社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川福和

我々の浄化槽連合会はなぜあるのかと、浄化槽の世界をどうしようとしているのかを若干説明いたします。

日本の下水道事業と浄化槽は裏表の関係にあります。下水道法が日本に登場したのは明治29年です。そして、この下水道の位置づけは、都市計画法の真ん中に位置づけられているような状況であって、日本も戦後ここを中心に復興してきたわけです。日本の経済の形は、下水道があるから今があると言ってもいいくらいの状況です。

ただ、日本全国、下水道でやろうとしましたが、いささかお金と時間がかかり過ぎるということで、日本で単独浄化槽が発明されました。単独浄化槽は簡単に設置でき、水洗化が図れる。しかし、当初つくった単独浄化槽は雑排水の処理ができなかったものでありますから、河川が非常に汚濁され、汚濁の主要な原因は単独浄化槽だという非難を浴びて、随分汚名を着せられ進んできました。

下水道はそれでも遅々として進まない状態がありまして、昭和50年代から合併浄化槽が

小型化されたものが日本で開発されてきました。昭和60年代に合併浄化槽が個別処理として登場し、そして今の補助金制度は平成元年から1億円で出発し、いつときは280億円までいったわけではありますが、今は伸び悩んで現在があります。

そこで岐阜県下で単独浄化槽を廃止しようと考えました。当初は、国の法律でやるほうが簡単と思い、国に検討委員会を設置して、いろいろやってきました。これが平成6年から始めて進んできましたが、それでも下水道部の反対があり、頓挫した状態でありました。平成10年に、岐阜県でまず単独設置をゼロにしようを開始しました。岐阜県下で単独浄化槽の新設がゼロになって、それをきっかけに国のほうも重い腰を上げて、単独浄化槽を法的に廃止したのが平成12年であります。

そのときに、単独浄化槽というよりも合併浄化槽が設置されるんだから、維持管理状態は現在のままではだめだと思い、連合会主催の講習会を開くようになりました。毎年1,500名前後が受講するわけですが、今、その浄化槽の維持管理をどうするかと、だんだん先が見えてきました。清掃も保守点検も法定検査も維持管理の一環として、それぞれ法的には明確に位置づけられている状況ではありますが、いずれもペーパーベースでやっていたものでありますから、トータルの役所が、それは今このようになっていきますかということを知ることができない状況で、私たちは維持管理を長年続けてきた。しかし、それであってはならんということで、電子化を図ろうとしました。

電子化の次は、現場でモバイルを使い、統一のソフトで入力しよう。入力されたものをきちんと吸い上げて、そして一つひとつの浄化槽の管理がどうなっているか分かる。

さらには、電子化でありますから、トータルのこの地域の浄化槽はこのぐらいの数字が確保されている、さらには、型式ではどうなのか、会社別にはどうだ、こういうことも解析できるように一歩手前までできました。

今現在の水質状況を見ても、浄化槽は良いものから悪いものまである。浄化槽はなかなか良くできていますから、おおむね初期設定のままで70%から80%の浄化槽は良い水が出る。良い水が出るが、30%程度良くないものもある。これは3業種が連携して良くしようということで、岐阜県下では95%の浄化槽が初期の目的を達成できるところまでできました。

さらには、本当に悪いものがまだある。それが0.2%ある。0.2%のもの、要は6万基のうち200基程度、年間に200基程度良くないものがある。トータルの見れば、これでも十分と言えるんでありますが、それを改善しようとしています。

改善するために掘り下げていくと、どうも今年良いものが来年動く。悪いものは良くなる。行ったり来たりしながら推移するということも分かってきました。あとは、なぜ悪くなるのか、どうして良くなるのかと、今テーマが移ってきて、何とか先が見えてきたという段階です。

それを役所に報告する。ペーパーベースの報告でなくて、役所が本来の処理責任を、一般廃棄物は固有の事務としての責任を、果たしてもらえただけの維持管理のデータを私たちの責任の範囲でお渡しする。相手は求めていないという現実もありますが、私たちはやがて求められるということを思って今の段階にあります。これは会員の人も、そこを目指しているのだなと認識して下さい。そして、今日は代表的な県から市町村までお見えなので、そこへ向かおうとしているということを、私が短絡的にお話しをいたしました。

来賓挨拶



岐阜県副知事
神門 純一

今年もこのように盛大に岐阜県浄化槽連合会の総会が開催されますこと、心からお喜び申し上げます。また、先ほど知事表彰、そして会長表彰を受けられた皆様方、おめでとうございます。皆様方の長年にわたる御功績に心から敬意を表したいと思っております。

思い出しますと、平成11年、12年に、今の総務省、当時の自治省ですけれども、自治省の財政局の準公営企業室で、ちょうど汚水処理の担当を実はしておりました。その当時を思い出しますと、自治体の財政が徐々に徐々に悪くなってきているときでありまして、このまま公共下水道をどんどん建設していくと、これはもう自治体が倒れると、そんな時期でありました。そうしたときに、どうやって財政と、そして水質の浄化、保全維持を両立させていくかということをよく議論したことを覚えております。そのときに答えとして1つありましたのが、単独浄化槽をやめて合併処理浄化槽を普及させ、公共下水道から合併処理浄化槽に転換をしていこうという時代でありました。それを懸命に推進したのをよく覚えております。

そのときに、あわせて公共下水道側から意見としてよく出ておりましたのが、浄化槽といっても維持管理が全然できていないじゃないか。結局浄化槽にしても水はきれいにならない。やはり公共下水道が大事なんだという主張でありました。そのときも法定検査もできていないじゃないかと、そんな批判があったわけです。

そのため、我々は、何とかきちんと維持管理をやってください、検査も受けてくださいとお願いをしておったわけです。まさに玉川会長から先ほどお話がありましたように、懸命に頑張っていたいただいたのが岐阜県のこの連合会、皆様であったわけでありまして。

その結果、今、大変ユニークな取り組みをされておまして、らくらく一括契約や生涯機能保証制度は、本当にユニークな取り組みを継続していらっしゃいます。そのおかげで岐阜県の7条法定検査率は100%でありますし、11条の法定検査は96.5%、非常に高い数字、他県から見るとびっくりするような数字でありまして、全国平均が40%ぐらいですから、倍以上、ほぼ100%に近い検査を行っていただいております。本当にすばらしいことだと思います。引き続きこうした取り組みを維持していただきたいと思っておりますし、会長がいらっしゃいましたように、さらなる水質の改善にまた努めておられるということですので、大変期待をしているところであります。

人口減少社会に入っております。ますます合併浄化槽の役割が大きくなっていくことは間違いございません。大きくなってくればくるほど、またそうした適正な維持管理、これが大切になってくるわけでありまして。ますます皆様の御活躍とここの連合会の御発展をお祈り申し上げます、お祝いの挨拶といたします。

来賓挨拶



岐阜県市長会代表

岐阜市長 柴橋正直

第8回の定時総会の御盛会、まことにおめでとうございます。

本来であれば、岐阜県市長会の会長は、今、瑞浪市の水野市長でございますので、水野市長が伺うべきところですが、開催市が岐阜市ということでございますので、私にぜひということでございまして、私が代理で伺った次第であります。市長会の全会員市長を代表して、皆様方に日ごろの御礼を申し上げたいと思います。

先ほど神門副知事からも人口減少の問題等ございましたけれども、県下それぞれの市町にとりまして、その事情は様々でございます。現在も人口が増えている、そういった町もあれば、残念ながら、私ども岐阜市も含めて、人口減少トレンドに既に入っているところ、今後大幅に減少するところということで、自治体が抱えている課題は千差万別でございます。ただ、そういった中でございますけれども、とにかく高齢化と人口減少ということに直面しているということは共通課題でありますので、その変化の仕方がいろいろあるということで、今後とも皆様方のいろいろなお力も借りながら、それぞれの自治体との信頼関係とコミュニケーションを重ねていただきながら、お互いに市民・県民のために頑張っていきたいと思うところでございます。

皆様方の取り組みは本当に全国で図抜けているわけございまして、とにかく住民の皆さんが安心して生活を送ることができる、しかもまさに水環境の保全につながっている、これを担保するのが皆さんの日ごろの技術ということでございますので、先ほど表彰された皆様方には本当におめでとうございます。と申し上げながら、こういった長年御貢献いただいている方が御活躍をいただくことによって、次の世代もしっかりと育てていただいて、これからも継続的に岐阜県の発展のためにお力をお借りしたいと思っております。

実は、私どもの自治体でも人材育成は非常に大きな課題ございまして、特に技術職の職員が今不足をしております。採用をしようとしてもなかなか集まりません。これは自治体によって差があるんですけれども、県都岐阜市でもそうでございますので、大変苦労している自治体も多いのではないかと思います。

まさに人を育てるということを安定的にやっていくということが、住民サービスの確保につながりますし、まさに私ども行政にできないところをやはり民間の皆さんに特に活躍していただく、こういう官民の連携がなお一層大事になってまいります。皆様方の人材育成と、またさらなる研さんを重ねていただきながら、県民・市民の皆さんの信頼をこれからも一緒に勝ち取ってまいりたいと思いますので、皆さんの御発展をお祈りいたしまして、お祝いの挨拶にかえさせていただきたいと思います。

来賓挨拶



岐阜県町村会長
池田町長 岡崎 和夫

今年度から岐阜県の町村会の会長をさせていただいております池田町長の岡崎でございます。本日は、公益社団法人 岐阜県浄化槽連合会の第8回総会にお招きをいただきまして、まことにありがとうございます。本日、このように定期総会が盛大に開催されますことを、21町村を代表しまして心からお祝いを申し上げますところでございます。また、先ほど表彰を受けられました皆様方におかれましては、長年、生活環境の保全と公衆衛生の向上に格別の御尽力をいただいた方ばかりでございます。心からお祝いを申し上げますとともに、日ごろの御労苦、御功勞に対しまして敬意と感謝を申し上げますところでございます。

さて、御承知のとおり、浄化槽は污水处理施設として経済的で効率的にも最もすぐれた施設であり、今後とも本格的な人口減少社会の到来や下水道施設の老朽化等を考えますときに、それぞれ町村財政事情からも極めて有効な手段、施設であるというように考えておるところでございます。

また、同時に、東海地方におきましては南海トラフの巨大地震の発生等が危惧されております。このような中であって迅速な復旧・復興を行う上で、耐震性にすぐれた浄化槽、特に合併浄化槽の普及が重要であると考えております。また、防災拠点を整備する上でも重要な施設整備としても期待されておるところでございます。

御承知のとおり、岐阜県におきましては清流長良川に代表されるように山紫水明の県であり、「清流の国ぎふ」の清らかな水環境を県民の大切な財産として将来に引き継いでいく上でも浄化槽は重要な役割を果たしておるというふうに認識しておるところであります。今後とも岐阜県浄化槽連合会におかれましては、健全で健康で安全かつ快適な生活環境づくりが推進されますように、一層の御尽力をお願いいたしたいと思います。

終わりに当たりまして、岐阜県浄化槽連合会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を心から御祈念申し上げまして、私からのお祝いの言葉にかえさせていただきます。

岐阜県環境生活部
部長 服部 敬

まだまだ県の污水处理人口というのは100%に至っておりませんので、浄化槽の整備事業、補助制度を通じまして、皆様とともに浄化槽の整備、推進を進め、岐阜の清流を次の世代に引き継いでいきたいと思っておりますので、引き続き皆様の御理解、御協力、何とぞよろしくお願いいたします。



事業報告

平成30年11月2日	大会「人口減少」	1,044名参加
	主催 全国環境整備事業協同組合連合会	
	共催 公益社団法人岐阜県浄化槽連合会	
平成31年2月19日～ (8日間)	平成30年度浄化槽実務者研修会	1,350名受講
	主催 公益社団法人岐阜県浄化槽連合会	
	共催 岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会	
	協力 岐阜県廃棄物対策課・建築指導課	

役員を選任

任期満了に伴い、総会において、全会一致で役員が選任された。

理事

代議員

会 長	玉 川 福 和	岐 環 協	柿 本 和 男	岐 環 協
副 会 長	荒 川 晶 一	管 設 備	吉 村 敏 博	岐 環 協
同	窪 田 浩 一	岐 保 協	河 合 克 宣	岐 環 協
専務理事	田 中 禎 一	岐 環 協	高 木 雅 浩	管 設 備
同	赤羽根 智加人	環技センター	岡 田 明 彦	管 設 備
理 事	田 中 剛	岐 環 協	熊 崎 昇	管 設 備
同	川 島 吉 博	管 設 備	米 澤 正 昭	岐 保 協
同	中 村 淳 司	管 設 備	中 村 大 介	岐 保 協
同	横 井 誠	岐 保 協	柿 本 公 秀	岐 保 協
同	梅 田 晶 則	岐 保 協	後 藤 淳	環技センター
同	松 本 年 夫	環技センター	渡 邊 雅 徳	環技センター
同	武 藤 正 伸	環技センター	安 福 克 人	環技センター
監 事	澤 田 和 良	環技センター		
同	青 山 敏 市	岐 保 協		

平成30年度 生涯機能保証制度

本制度は、漏水等機能異常を起こした浄化槽について、その原因及び原因者を遡及調査し、原因者が明らかな場合は原因者に、原因者が不明な場合などは、本制度で造成する基金により修理する。

こうした措置により、設置者には維持管理以外の費用負担を求めず、恒久的な生活排水処理施設として、安心して浄化槽を使い続けていただくことを目的とし、平成20年から始まった岐阜県独自の制度である。

〈判定委員会〉 26回開催

〈現地調査〉 631件

〈修理の概要〉

異常箇所	修理件数	原因者不明		原因者特定		保守 対応
		基金	直営	メーカー	施工	
漏水	164	95	21	45	1	2
担体	248	10	3	234	0	1
ろ材	252	100	10	139	0	3
仕切板	133	99	2	29	0	3
消毒槽等	49	7	0	28	0	14
合計	846	311	36	475	1	23

令和元年度 表彰

公益社団法人 岐阜県浄化槽連合会 第8回定時総会の席上において、令和元年度浄化槽関係業務功労者に対する表彰式が行われ、次の方々が表彰されました。心からお慶びを申し上げ、今後ますますのご活躍をお願いいたします。



神門副知事より授与



玉川会長より授与

表彰者

知事表彰者 4名

推薦団体	氏名	所属会社等の名称
岐阜県環境整備事業協同組合	宮内 理	中衛工業(株)
岐阜県管設備工業協同組合	今井 英美	(株)富士屋商店
岐阜県環境整備事業協同組合	河合 克宣	美濃設備(株)
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	中村 仁	(株)岐阜県浄化槽管理センター

会長表彰者 13名

推薦団体	氏名	所属会社等の名称
岐阜市浄化槽施工業協会	加藤 康信	フジクリーン工業(株)
岐阜県管設備工業協同組合	磯川 賢二	(株)イソカワ
飛騨地区浄化槽協会	神出 吉朗	(有)古川住設管工事
同	松下 泰文	松下電建(株)
同	川原 則夫	(有)川原設備
下呂市浄化槽協議会	早川 一吉	(有)早川水道

恵那浄化槽協議会	山 田 美美枝	(有)山正環境管理
西南濃浄化槽管理協議会	早 崎 正 明	(株)日本環境管理センター
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	宮 地 省 一 郎	(有)山正環境管理
岐阜県環境整備事業協同組合	大 村 洋 之	(株)丸大興業
同	酒 向 伸 治	美濃加茂衛生(株)
同	池 戸 和 彦	(株)八幡環境
同	北 川 寛 明	東海環境事業(株)

永年勤続者会長表彰者 19名

推薦団体	氏 名	所属会社等の名称
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	小 林 弘 司	(有)住建総合管理センター
岐阜県環境整備事業協同組合	山 下 健 二	高山清掃事業(株)
同	長 田 信 秀	(有)荘白川クリーン
同	梶 原 望	(有)可児エスコ
同	福 田 昇	(株)美濃加茂浄化槽
同	川 口 秀 文	大昭工業(株)
同	遠 藤 満	(有)エーテック郡上
同	家 洞 靖 弘	中衛工業(株)
同	澤 康 子	大垣メンテナンス(株)
同	曾 我 文 彦	(有)益田清掃社
同	加 藤 誠	(有)笠原環境クリーン
同	今 井 浩 喜	(有)アサノクリーン
同	藤 吉 忍	中央清掃(株)
同	荒 川 澄 夫	東海環境事業(株)
西南濃浄化槽管理協議会	中 島 義 信	昭和技研(株)
恵那浄化槽協議会	鈴 木 啓 介	(株)くらしの東栄
下呂市浄化槽協議会	二 村 和 吉	(有)馬瀬水道
(一財)岐阜県環技センター	鷺 見 康 好	職員
同	仲 谷 涉	職員

平成30年度 都道府県別法定検査受検率

11条法定検査受検率 全国平均 43.1%

上位3都道府県

岐阜県	95.8%
宮城県	90.7%
岡山県	90.2%

下位3都道府県

千葉県	9.7%
大阪府	10.5%
沖縄県	13.1%

都道府県名	設置基数	法定検査受検率
北海道	71,467	85.9%
青森県	110,639	48.2%
岩手県	57,432	87.9%
宮城県	75,342	90.7%
秋田県	68,782	64.7%
山形県	68,367	76.7%
福島県	280,127	30.2%
茨城県	246,847	40.7%
栃木県	153,882	73.4%
群馬県	309,383	74.6%
埼玉県	481,088	17.8%
千葉県	574,716	9.7%
東京都	19,334	23.9%
神奈川県	157,936	13.7%
新潟県	190,091	71.4%
富山県	43,064	33.3%
石川県	52,046	44.6%
福井県	42,816	45.7%
山梨県	122,196	14.9%
長野県	84,377	65.4%
岐阜県	176,904	95.8%
静岡県	494,480	20.1%
愛知県	546,190	21.8%
三重県	224,817	35.4%

都道府県名	設置基数	法定検査受検率
滋賀県	32,565	45.6%
京都府	36,253	51.8%
大阪府	129,863	10.5%
兵庫県	82,763	63.0%
奈良県	101,162	18.6%
和歌山県	202,307	34.5%
鳥取県	26,752	52.8%
島根県	67,483	73.2%
岡山県	170,981	90.2%
広島県	169,959	70.7%
山口県	123,863	53.8%
徳島県	195,228	58.4%
香川県	171,438	51.0%
愛媛県	170,745	36.5%
高知県	101,677	59.6%
福岡県	180,087	68.6%
佐賀県	55,834	80.1%
長崎県	74,571	87.7%
熊本県	141,146	65.4%
大分県	149,289	44.0%
宮崎県	138,927	54.8%
鹿児島県	293,767	36.9%
沖縄県	86,207	13.1%
全国計	7,555,190	43.1%

環境省 令和2年2月20日
平成30年度における浄化槽の設置状況等について

令和元年度 第18回浄化槽実務者研修会 【中止のお知らせ】

国内でも新型コロナウイルスによる感染が広がりつつあります。予防は、通常のインフルエンザと同様に、手洗い・うがいが有効となっておりますが、浄化槽実務者研修会では、毎回180名の方が、同一の会場内で長時間受講します。

そのため、第1回2月17日は開催いたしました。感染を考慮し、第2回以降は中止といたします。

今後、延期開催については、改めて決定次第ご案内いたします。

主催 公益社団法人岐阜県浄化槽連合会
共催 岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会
協力 岐阜県廃棄物対策課・建築指導課

受講者 1,500人（予定）
会員（施工・保守点検・清掃・法定検査）、メーカー
議員、行政、全国関係者

中止日

第2回	2月20日（木）
第3回	21日（金）
第4回	27日（木）
第5回	28日（金）
第6回	3月2日（月）
第7回	3日（火）
第8回	5日（木）

研修内容（10：00～16：15）

放流水透視度の変化	環技センター
浄化槽清掃前点検	岐環協
水質改善の手法	岐保協
行政からの報告	岐阜県廃棄物対策課、建築指導課
生涯機能保証制度	岐浄連判定委員会
浄化槽設置時の留意事項	管設備組合
3業種連携による水質改善事例	環技センター
浄化槽メーカーからの報告	大栄産業(株) (株)ダイキアクシス